

家賃減免を受けられる方へ

家賃の減免は、申請に基づく特別な処置により、期間を定めて一時的に家賃を安くするものです。

次の点にご注意いただき今後の参考としてください。

1 減免期間満了後は、通常の家賃額に戻ります。

引き続き減免を受けようとされる場合は、改めて申請が必要になります。

(書面でのみ受け付け)

申請書の提出がない場合は、減免の手続きをすることができません。

入居者の皆様自身が申請書及び必要な添付書類を提出することにより、初めて審査が可能になりますので、ご注意ください。

(基本的に減免の申請は入居者様からの申告ベースになります。振興局や藤原工産から減免申請を勧めることは特別な事情がない限り致しません)

2 減免申請の提出時期

減免期間満了の 30 日前までを目処にご提出をお願いします。

例) 減免期間が 10 月 31 日で終了 → 9 月中に申請

これを過ぎますと、次回減免期間に係る家賃変更手続きが間に合わず、口座引き落としに設定している場合は通常家賃での引き落としになってしまいます。

家賃の減免が決まったら「北海道営住宅家賃減免・徴収猶予決定通知書」をお届けしますので、必ず前回の減免期間をこちらの書類で確認して計画的にご提出ください。

3 減免にならない場合があります

入居者の方の収入状況や家族構成が変わったことによって、申請書を提出いただいても減免の適用ができない場合があります。

ご不明な点はお相談ください。

以上 3 点、ご協力をお願い致します。